

宿泊のご案内

第65回奥羽横断駅伝競走大会

2025年10月24日(金)～10月26日(日)開催

第65回奥羽横断駅伝競走大会にご参加の皆様へ、宿泊ホテルのご紹介とお手配を羽後交通事業本部 旅行担当 本荘旅行センターにて取りまとめさせていただきます。

大会事務局側との宿泊調査も兼ねておりますので、参加チームの皆様方には宿泊手配依頼の有無にかかわらず、「別紙宿泊調査票兼宿泊申込書」にご記入上、ご返信いただきますようお願い申し上げます。

【宿泊施設】 宿泊条件：1名1室利用(シングル定員利用／消費税・サービス料・入湯税込)

令和7年10月24日(金) 由利本荘市内				
ホテル名	1泊食事なし	1泊朝食付き	1泊2食付き	
① ホテルルートイン由利本荘	8,700円	8,700円	10,400円	
② サンネムホテルイン本荘	9,000円	9,500円	11,000円	
③ 本荘グランドホテル	7,800円	8,900円	11,800円	
④ 本荘ステーションホテル(本館・別館)	6,800円	7,900円	9,770円	

令和7年10月25日(土) 横手市内				
ホテル名	1泊食事なし	1泊朝食付き	1泊2食付き	
① 横手プラザホテル	11,000円	12,540円	*設定なし	
② ホテルプラザアネックス横手	13,000円	14,650円	16,850円	
③ ホテルルートイン横手インター	9,200円	9,200円	11,000円	
④ ホテルノスタル横手	12,430円	14,190円	*設定なし	
⑤ 横手セントラルホテル	8,000円	9,000円	*設定なし	

【お申込方法と当日までの流れについて】

- (1) 別紙「第65回奥羽横断駅伝競走大会宿泊調査票」兼「宿泊申込書」に必要事項をご記入上、羽後交通本荘旅行センターまで、メールまたはFAXにてお申込ください。
- (2) 申込み締切は、令和7年 8月22日(金) となります。
- (3) 宿泊先決定・回答については令和7年9月16日(火)以降、羽後交通本荘旅行センターより通知します。
- (4) 宿泊代金の支払いについては、宿泊先回答書と合わせて請求書と宿泊名簿表をお送りします。
10月3日(金)までに、当社指定の金融機関口座まで振込と宿泊者名簿作成・返信を願います。
振込手数料はお客様ご負担となります旨ご了承ください。
- (5) 振込みが確認され次第、宿泊予約確認書をメールまたはFAXでお送りさせていただきます。
当日ホテルへ確認書をご提示ください。
- (6) お申し込み後の変更・取消については、当社羽後交通本荘旅行センターまでご連絡ください。
尚、取消日によって取消料が発生いたしますので、別紙取消料をご参照ください。
- (7) 当社取扱料金としまして1団体につき 1,100円の手数料を申し受けます旨ご了承ください。
- (8) 夕食希望(1泊夕食のみ)の方は、ご相談ください。

【お問い合わせ・お申込先】

羽後交通株式会社事業本部旅行担当 本荘旅行センター

秋田県知事登録旅行業第2-122号
旅行業取扱管理者 東海林育子

電話 0184-22-3122 FAX 0184-24-3690 E-mail honjo-ukk@ugolptsi.co.jp

住所 〒015-0821 秋田県由利本荘市肴町45 担当/東海林育子

【様式】送付先・送付期限

送付期限 令和7年 8月22日(金) 16時まで
E-meil honjo-ukk@ugokotsu.co.jp
FAX 0184-24-3690

令和7年 月 日

団体名 (チーム名)				県
担当者		連絡先携帯番号		
ご住所	〒			
希望連絡ツール	E-メール		FAX	

※本紙に記載いただいた個人情報については、当社との連絡や、運送・宿泊施設との提供するサービスなど、必要な範囲内で利用させていただきます。

第65回奥羽横断駅伝競走大会宿泊調査票

※いずれかに○でお答えください。

- 1、宿泊しません。
- 2、宿泊しますが、チームで対応します。
(下記にチームが宿泊する宿を記入して下さい)
- 3、宿泊手配を依頼します。
(宿泊申込書に記入してください。)

※大会指定宿泊施設に宿泊したチームのみ、1人1泊1,000円の補助(上限20,000円/1チーム)の宿泊料を主催者側で負担する補助金がでます。(当日事務局より支給となります。)
ただし、1番・2番を選択されたチームの方々には大会の補助金対象にはなりません。

2、を選択したチーム	チーム自身で手配した宿泊先ホテル名
10月24日(金)	
10月25日(土)	
10月26日(日)	

宿 泊 申 込 書

※宿泊調査票で「3、宿泊手配を依頼します」を選択したチームは、下記申込書にて人数・宿泊希望ホテルをご記入下さい。 申込受付と配宿先決定は、羽後交通(株)本荘旅行センターでいたします。

宿泊日	大人		高校生		合計人数	希望宿泊ホテル (第2希望までご記入ください)		
	男性	女性	男性	女性				
10月24日(金) 由利本荘市						第1		
	名	名	名	名	名	第2		
	【宿泊タイプ別人数内訳】				1泊食事無 名	1泊朝食 名	1泊2食 名	
10月25日(土) 横手市						第1		
	名	名	名	名	名	第2		
	【宿泊タイプ別人数内訳】				1泊食事無 名	1泊朝食 名	1泊2食 名	
宿泊の取消について		旅行契約の成立後、お客様の都合で取消される場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をお支払いいただきます。(旅行開始日の前日から起算して)						
右記は弊社が定めた旅行条件を抜粋したものとります。その他の旅行条件は、旅行取扱条件説明書及び当社受注型企画旅行契約約款によります。		取消日	21日前	20～8日前	7～2日前	前日	当日	無連絡
		取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%
お申込み後の人数および食事の変更は可能な限り対応させていただきますので、その際は当社へご連絡ください。								

国内受注型企画旅行条件書(お申込みのご案内)

1 受注型企画旅行契約

- (1) 羽後交通株式会社(以下「当社」といいます。))がお客様との間で締結する受注型企画旅行に関する契約(以下「受注型企画旅行契約」といいます。))は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- (2) この約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- (3) この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみ旅行をいいます。

2 企画書面の交付

- (1) 当社は、当社に受注型企画旅行契約のお申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」といいます。))を交付します。
- (2) 契約書面に確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表、以下「確定書面」といいます)を旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合は、旅行開始日の当日に確定書面をお渡しする場合があります。
- (3) 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」といいます。))の金額を明示することがあります。

3 旅行のお申込み

- (1) 当社に受注型企画旅行契約のお申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	代金の20%

- (2) 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (3) 前条第1項の企画書面に記載された企画内容に関し、当社に通信契約のお申込みをしようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。
- (4) 第1項の申込金は、旅行代金(その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。))又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- (5) 受注型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は、契約のお申込み時申し出て下さい。このとき、当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (6) 前項の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な処置に要する費用は、お客様の負担とします。

4 申込条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要で、又、15歳未満の方のご参加は、父兄又は保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。))15歳以上18歳未満の方のご参加は、父兄又は保護者の同意書が必要です。75歳以上の方は、健康診断書の提出をお願いすることもあります。場合によってはお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- (2) 参加にあたって特別な条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常等の慢性疾患のある方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方はその旨をお申し出ください。慢性疾患の方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただきます。いずれの場合も現地事情や運搬・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。
- (4) お客様が旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態となったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

5 契約締結の拒否

- 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3) お客様が、反社会的勢力であると認められるとき。
- (4) その他当社の業務上の都合があるとき。

6 契約の成立

- (1) 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 当社は、旅行契約が成立した場合は遅やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の

旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。

- (3) 契約書面に、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表、以下「確定書面」といいます)を旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日の当日に確定書面をお渡しする場合があります。
- なお、お客様から平配状況の確認を希望されるお問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にお答えいたします。

7 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前に当たる日より前にお支払いいただきます。但し、本項の14日前に当たる日以降にお申込みをされた場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

8 旅行日程の適用

特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

9 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃、料金が、第26項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算して15日前に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 第9項の事由により旅行内容を変更(運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるもの)を除きまされたことにより、旅行の実施に要する費用が増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

12 お客様による旅行契約の解除・払戻し

- (1) お客様は、いつでも第14項に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下、総称して「運送・宿泊機関取消料」といいます。))の金額を、第2項の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、お客様が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、第14項に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けず、
- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- イ、契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第21項(1)に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- ロ、第10項(1)及び同項(2)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能なおそれが極めて大きいとき。
- ニ、当社が、お客様に対し第2項(2)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
- ホ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。

13 当社による旅行契約の解除及び履行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社はその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第14項に定める解除期日相当の取消料と同

- 額の取消料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。
- イ、お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- ロ、お客様が病氣その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- ハ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと当社が認めるとき。
- ニ、お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については、3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ホ、スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- ヘ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能なおそれが極めて大きいとき。
- ト、お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

14 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人につき下記の利率の取消料をお支払いいただきます。

取 消 料 区 分	取 消 料
(1) 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合(へに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考	取消料の金額は、契約書面に明示します。

15 旅行開始後の解除・払戻し

- (1) お客様の解除・払戻し
- イ、お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ロ、お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻いたします。
- (2) 当社の解除・払戻し
- イ、当社は次に掲げる場合においては旅行契約を解除することがあります。
- (イ)お客様が病氣その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
- (ロ)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (ハ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- ロ、本項(2)イにより旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいったその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目により費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- ハ、本項(2)イ、(イ)、(ロ)により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

16 旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。但し、当社がお客様とこれは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17 添乗員等及びその業務

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」という)を同行させて第16項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員等の同行の有無は、契約書面に明示してあります。添乗員等が同行しない場合には、現地において当社に代って手配を代行させるもの(以下「手配代行者」という)により前(1)の業務を行わせ、その者の名称及び連絡先は確定書面に明示いたします。
- (3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でであっても、そのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員等の者が業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までといたします。

18 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内の当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様の損害については損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度として賠償いたします。
- (3) お客様が次に示すような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
イ、天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、ロ、選送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、ハ、官公署の命令又は伝染病による隔離、ニ、自由行動中の事故、ホ、食中毒、ヘ、盗難、ト、運送機関の遅延、不遇又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

19 お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客様は、受注型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方々一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、旅社員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込み店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額となります。

20 特別補償

- (1) 当社は第18項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来的事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1受注型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限。)を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による受注型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨を契約書面に明示した場合に限り、当該受注型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハングライダー)、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社は本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。
- (6) 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。但し、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
1 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること。
2 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
3 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
4 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

21 旅程保証

- (1) 当社は、右記の表に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に右記の表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内

に支払います。但し、第18項の当社の責任が発生することが明らかである場合にはこの限りではありません。
イ、次に掲げる事由による変更はお支払いできません。
(イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官公署の命令、(ト)運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、(チ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(リ)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
ロ、第12項と第13項および第15項の規定に基づいて受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更はお支払いできません。
(2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様一人に対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1万円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替えて、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
(4) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第18項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第18項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

別表変更補償金

変更補償金の率=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始前90日以前までにお客様に通知した場合	旅行開始日以後にお客様に通知した場合
①契約書面又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面又は確定書面に記載した場所の観光地又は観光施設(レストランを含みます。))その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③契約書面又は確定書面に記載した運輸機関の等級又は設備のより低い料金率のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面又は確定書面に記載した等級及び設備のそれより下回った場合に限ります。))	1.0%	2.0%
④契約書面又は確定書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における飛行便の乗継便又は経路便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%

- 注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注2:確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それそれの変更につき一件として取り扱います。
注3:第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
注4:第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注5:第四号又は第七号又は第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

22 オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する受注型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。))の第21項(特別補償)の適用については、当社は、主たる受注型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、契約書面等で「企画書:当社」と明示します。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨を契約書面で明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第21項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる受注型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨契約書面又は確定書面に記載した場合を除きます。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。
- (3) 当社は、契約書面等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しませんが(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる受注型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨契約書面又は確定書面に記載した場合を除きます。))、それ以外の責任を負いません。

23 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様の連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名前及び搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (3) 当社は、当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業及び販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

24 団体・グループ契約

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。))を定めて申し込んだ受注型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。

(契約責任者)

- (1) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。))の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第19項(1)の業務は、当該契約責任者との間でを行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約成立の特則)

- (1) 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、第3項(1)、(2)の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することがあります。
- (2) 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとなります。

25 弁済業務保証金

- (1) 当社は、社団法人全国旅行業協会(東京都港区赤坂4丁目2-19)の保証社員になっております。
- (2) 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に達するまで弁済を受けることができます。
- (3) 当社は、旅行業法第二十二條の十第一項の規定に基づき、社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金預金納付を行っており、同法第七條第一項に基づく営業保証金は供託してありません。

(苦情の申出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当番時間で解決できなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申出をすることができます。

記
名 称 一般社団法人 全国旅行業協会
所在地 東京都港区赤坂4丁目2-19
電 話 (03)6277-8310(代)

26 基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、契約書面又は企画書面等に明示した日となります。

27 その他

- (1) 本条件書各号にいう旅行代金とは、契約書面又は企画書面に旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第3項の申込金、第14項の取消料、第21項の変更補償金の額を算出する際の基準となります。
- (2) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手順に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担いただきます。
- (3) お客様の便宜をはかるために土産物店に案内することがありますが、買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

秋田県知事登録旅行業第2-122号

一般社団法人 全国旅行業協会会員

 **羽後交通株式会社**

秋田県横手市前郷二番町7-31

営業所名(名称)	住所・電話・旅行業務取扱管理者
秋田県知事 登録旅行業 第2-122号	
(社)全国旅行業協会会員	
羽後交通株式会社	
〒016-0821 秋田県横手市前郷45	
総務旅行業務取扱管理者 東海林育子	
担当者氏名	☎0184-22-3122